

第12回 倫理委員会 有識者懇談会 議事要旨 (2024年8月28日)

I 日時：

2024年8月28日(水) 13:00~14:50

II 場所：

日本公認会計士協会 4階 401会議室/オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、井上隆、遠藤元一、後藤敏文、佐藤淑子、前原康宏、松田千恵子、
弥永真生、犬塚誠也(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会(説明者)

後藤紳太郎(副会長)、樋口誠之(委員長)、武藤智帆(副委員長)、
山田雅弘(副委員長)

IV 議事要旨：

◆ タックス・プランニングに関する倫理規則の改正について

2024年4月に公表されたタックス・プランニングに関する IESBA 倫理規程改訂の概要及び当該規定を日本の倫理規則に導入した場合の適用対象について、担当副委員長から、説明がなされた。

【主なご意見】

- 今回の改正の背景として、日本ではなく、欧米の企業で不適切かつ影響の大きいタックス・プランニングがあったという背景を浸透させる必要があると思われる。データ収集など企業側が膨大な作業を負担することがないよう、また、タックス・プランニング業務自体が否定されるわけではないという点を含め、丁寧な説明を行うことが重要である。
- 資料1の7頁では「なお、本プロジェクトは、タックス・プランニング業務に従事する職業会計士の倫理的な行動に焦点を当てたものであり、タックス・プランニング(業務)そのもののモラル、公正性や道徳性などを扱うものではない。」とあるが、スタンドバック・テストにおいて広範的かつ経済的なビジネス上の影響を検討

する以上、行動の基礎であるモラル等を切り離すことはできないのではないかと。

(質問への回答)

- 当該記載は、タックス・プランニング業務そのものが、モラルに反した業務であるか否かという議論を行うものではないという、IESBA から公表された Basis for Conclusion (結論の背景) の解説と同様の趣旨で記載したものであるが、いただいたご意見を踏まえ、記載について検討させていただきたい。

- 監査法人が企業からタックス・プランニング業務を依頼されることは頻繁にあるものなのか。

(質問への回答)

- 法令上、監査法人は税務業務を提供することができないが、監査法人のネットワークに属する税理士法人がタックス・プランニング業務を提供することはあり得る。

- 資料1の11頁における「税務コンプライアンス業務」とはどのような業務なのか。タックス・プランニング業務と異なる場合、利害関係者にも理解いただけるよう定義を共有する必要があるのではないかと。

(質問への回答)

- 「税務コンプライアンス業務」は、実務家にとっては馴染みのある言葉だが、業務内容については、申告書作成業務と多くの部分が重複している。これまで明確な定義付けが行われていない言葉であるため、当該業務の内容が分かるような表現に修正を検討したい。

- 資料1の11頁では、IESBA 倫理規程第 280.5 A2 項のタックス・プランニング業務の例のうち、「経営者に助言すること」となっている項目と、単に「助言すること」となっている項目があるが、どのような違いがあるのか。

(質問への回答)

- 原文で「Advising」から始まる箇所は「助言すること」としており、「Advising management」から始まる箇所は「経営者に助言すること」としている。当該規定では例示列挙を行っているため原文に準拠した表現としていたが、規定の趣旨を踏まえて、表現を検討したい。

- 弁護士は、例えば、税務当局との訴訟、行政手続や訴訟手続などといった税務業務を弁護士資格に基づいて提供することが可能である。弁護士は依頼人の利益を守るために業務を提供するのであり、当該弁護士が公認会計士の資格を有する場合、資料1の15頁にある IESBA 倫理規程 R380.12 項の「信頼できる根拠」の解釈によっては、弁護士の業務とのコンフリクトが生じる可能性もあるのではないかと。

- 「Credible Basis」を「信頼できる根拠」と訳しているが、「信頼できる」は通常英語の「trusty」に該当し、「Credible」は信憑性が高いが本当かどうかはわからないという意味だと思われる。信頼とは、監査や保証業務の領域では、専門家の手続を経て信頼性を担保したという意味にも取れるため、別の用語を検討することも考えられるのではないか。
- 「信頼できる根拠」は漠然とした日本語であり、懲戒処分に関する倫理規則の文言であることを踏まえると、誤解を招くおそれがない表現にするよう再考する必要はないか。

(質問への回答)

- いただいたご意見を踏まえ、「信頼できる根拠」の記載について検討させていただきたい。

- 資料1の16頁におけるスタンドバック・テストの考え方は、抽象的な規定であり、風評や影響を考慮するためにどのような手続を行えばよいかは明確にしていない。企業や会員にとって過度な負担とならないように、定型的な手続を例示したり、標準的なフローを作成したりする必要があるのではないか。

(質問への回答)

- 手続の標準フローを示すと、会員が行う手続が硬直化し、フローに記載の手続さえ行えば問題ないという誤解を与える可能性があるため、原則主義的な考えを取り入れた規定案としたい。

- 資料1の16頁では、スタンドバック・テストでは、風評、ビジネス上の影響、及び広範な経済的影響について検討しなければならないとされており、この風評及びビジネス上の影響は「当該依頼人若しくは職業的専門家の評判への影響に関連する可能性がある」と説明されているが、職業的専門家への影響も考慮する必要があるのか。

(質問への回答)

- スタンドバック・テストでは、不確実性を考慮した多面的な検討が求められる。会計事務所等が、税効率が高くなることにつながるスキームを開発するケースを想定した場合、当該スキームが社会からの批判を受ける事態が生じたときには、その批判の対象は会計事務所等となる可能性が高く、職業的専門家の評判についても影響を検討する必要がある。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上